共栄火災

バイクの保険　個人向け

2025年1月以降保険始期用

KAPベーシス（一般自動車保険）

バイク保険

―もうひとつ上の安心―
Tandem（タンデム）

最適！
必要な補償を自由に
組み合わせられる

エコ！
ネットで約款！（Web約款）
ムダな紙を使わず
約款をWebで！

安心！
ロードサービス 助っ人くん
日々の「困った」にも
ていねいに対応

いつでもどこでも安心！便利！

共栄火災マイページ
ご契約の照会や所定のお手続き、共栄火災からのお知らせ配信などのサービスをWEB上でご利用いただけます。

保険料の口座登録は
ネット口座振替が便利です!!
詳しくはスマホで確認

共栄火災のバイク保険は
快適なバイクライフを
しっかりとバックアップします。

1 安心!

事故対応サポートや
ロードサービスが充実

事故対応トータルサポート

事故発生から解決まで、
経験豊富な
共栄火災担当者が
迅速・丁寧に
対応します。

ロードサービス「助っ人くん」

24時間365日、事故や
故障などのバイクの
トラブルをしっかり
サポートします。

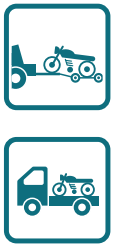

RESCUE DIAL "SUKETTO-KUN"
レスキューダイヤル 助っ人くん

いざという時の連絡が
簡単&スピーディー

くるまるNAVI

共栄火災のスマートフォンアプリ
くるまるNAVI

共栄火災への事故連絡、ロードサービスの手配が
スムーズに行えます。安全運転診断や
ドライブレコーダー機能も付いています。

ご契約の対象となる車種・お客さま

- 本保険の対象車種は、二輪自動車・原動機付自転車です。
- 所有・使用されているお車やバイクのご契約台数が9台以下の個人のお客さまが対象となります。

2 充実の補償!

「基本補償」＋多彩な「特約」で万一の事故のリスクに細やかにお応え

選べる補償 1 相手方への賠償
ご契約のバイクの事故で相手にケガをさせた、相手の物や車を壊してしまった

対人賠償責任保険

対物賠償責任保険

対物超過修理費用補償特約※

※この特約は対物賠償責任保険をご契約される場合にセットできます。

選べる補償 2 おケガの補償
ご契約のバイクの事故でご自身や同乗者がケガをした

人身傷害保険※

人身傷害定額払特約（傷害一時金）※

※対人賠償責任保険または対物賠償責任保険をご契約される場合にセットできます。

選べる補償 3 バイクの補償
自分のバイクが事故で壊れた

車両保険

その他の補償

自動車事故弁護士費用等補償特約※

※この特約は対人賠償責任保険または対物賠償責任保険をご契約される場合にセットできます。

ライダーサポート バイクライフにひとつ上の安心を!

Tandem（タンデム）

●他車運転危険補償特約　●車両盗難時の臨時費用補償特約　●携行品補償特約

（注1）ライダーサポートは、対人賠償責任保険または対物賠償責任保険をご契約される場合にセットできます。

（注2）ライダーサポートは、それぞれの特約を別々にセットすることはできません。

タンデムとは、KAPベーシス（一般自動車保険）にライダーサポートをセットした商品のペットネームです。

INDEX

事故対応トータルサポート P3

ロードサービス P4

相手方への賠償 P5

おケガの補償 P6

バイクの補償 P8

その他の補償 P8

保険料について P9

ご確認事項 P10

詳しい補償内容 P11

用語のご説明 P18

「安心の事故対応」と「頼れるロードサービス」で、お客さまをしっかりとお守りします。

事故対応トータルサポート

事故発生

事故が起きてから解決まで、あらゆる不安、ご心配などを解消します。

詳細は P.16

事故の受付

▶ **事故受付センター**

24時間365日、いつでも事故のご連絡に対応します。

▶ **自動車事故初期対応サービス**

休日・夜間でも、スムーズな解決の第一歩により、ご安心いただけます。

（注1）対応時間帯は、土日祝午前9:00～午後10:00、平日午後5:00～午後10:00です。
いずれの場合も、当日午後8:00までにご連絡いただいた事故を対象とさせていただいておりますが、受付状況によっては、本サービスの提供ができない場合がございます。ご了承ください。

（注2）平日午前9:00～午後5:00は、最寄りのサービス拠点で対応します。

もしもの時のために
今すぐ無料ダウンロード

くるまる NAVI

画面をタップするだけで簡単に連絡できます。

スマートフォンをお持ちでない方は あんしんほっとライン

番号1を押すと「事故受付センター」に、番号

事故対応

全国のサービス拠点に配置された専門スタッフが、迅速・丁寧に対応します。

●示談交渉サービス

経験豊富な共栄火災担当者が、相手方との交渉を行います。

●あんしんコールサービス

共栄火災担当者が、示談交渉の途中経過など、進捗状況を随時ご報告いたします。

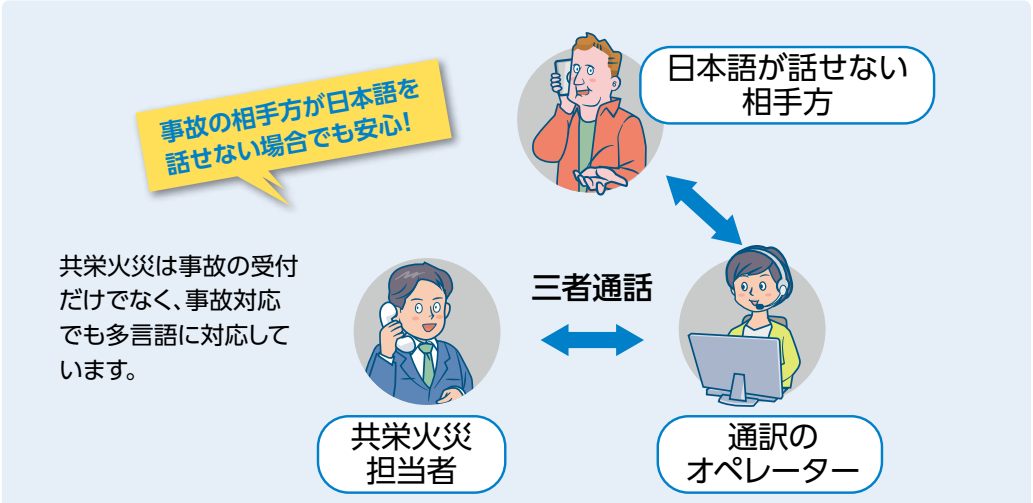

各種お客さま向けサービス

■ アシスタントサービス

トラブルの対処法や宿泊施設、ガソリンスタンドの位置など、役立つ情報をお知らせします。

■ まごころ健康相談サービス

健康・介護に関して、専用ダイヤルにて専門スタッフがご相談をお受けいたします。

（注）「アシスタントサービス」と「まごころ健康相談サービス」の詳しいご利用方法などは、保険証券下部の切り取り部分に記載しています。

ロードサービス

事故の連絡・ロードサービスのご要請は

スマートフォンアプリ
くるまるNAVI から!
(通話料無料)

0120-044-787 (通話料無料)
2を押すと「ロードサービス」につながります。

トラブルの現場でしっかりとサポートする、万一のとき、頼りになるサービスです。

詳細は P.16

くるまるNAVIから要請するメリット

▶ 位置情報の自動送信
くるまるNAVIから要請すると、お客さまの位置情報が自動送信されますので、迅速かつ的確な手配が可能です。

▶ 手配業者の到着状況
手配業者の到着予定時間などがくるまるNAVIの画面に表示されます。
(注)くるまるNAVIをご利用の際は、ご利用のスマートフォンの設定で「位置情報サービス」をオンの状態にしてください。

- バイク保険(KAPベーシス)をご契約の**すべてのお客さま**※が、ロードサービスをご利用いただけます。
- 事故や故障時の**レッカー移動や修理、移動費用、宿泊費用サービス**などに対応します。
- ロードサービスを利用しても、**次契約の保険料に影響しません。**

※ご契約のバイクが対象です。他車運転危険補償特約の他の自動車、臨時代替自動車補償特約の臨時代替自動車はロードサービスの対象になりません。

事故や故障で車が動かない…

❶応急処置(30分以内の修理)
故障現場修理サービス

ご契約のバイクが事故や故障により自力走行不能となった場合に、現場に駆けつけ、各種緊急修理(30分以内の修理)を行います。

〈例〉

冷却水補充	バッテリーの点検・ジャンピング
オイル漏れ点検・補充	ガス欠時ガソリン10ℓサービス(年1回限り)

お客さまがJAF会員の場合

部品代・消耗品代を1保険年度につき1回に限り、5,000円を限度に共栄火災が負担します。また、パンク応急修理やタイヤチェーンの着脱もサービス対象となります。

(注)くるまるNAVIまたはあんしんほっとラインからのご連絡の際にJAF会員であることを申告いただき、共栄火災がJAFを手配した場合にご利用いただけます。

❷落輪引上げ費用
車両搬送・引上げ費用補償特約

クレーン等により、ご契約のバイクを路面(ご契約のバイクが自力で移動することができなくなる直前に走行していた路面をいいます。)に引き戻すために要した費用を補償します。※1

修理工場までレッカーけん引が必要になった

❸レッカーけん引・搬送費用
車両搬送・引上げ費用補償特約

ご契約のバイクが事故や故障により自力走行不能となった際、現場から修理工場等までのレッカーけん引・搬送費用を補償します。※1

宿泊費用や帰宅費用もサポート

❹宿泊費用 宿泊費用サービス
事故現場から当日の帰宅ができない場合の宿泊費用を1名1万円を限度にサービスします。※2

❺帰宅・移動費用 緊急時移動費用サービス
事故現場からの帰宅、または目的地までの移動費用を1名2万円を限度にサービスします。※2

修理後のバイクの搬送費用等もサポート

❻修理後の搬送費用 車両搬送・引上げ費用補償特約
ご契約のバイクの修理完了後、ご自宅や他の修理工場等までの搬送費用を補償します。※1

❼修理後の引取費用 車両搬送・引上げ費用補償特約
ご契約のバイクの修理完了後、ご契約のバイクを引き取るために負担した交通費(往路1名分)を補償します。※1

※1 1回の事故等につき、合理的な経路・方法により要した、❷落輪引上げ費用、❸レッカーけん引・搬送費用、❻修理後の搬送費用、❼修理後の引取費用のうち、共栄火災が必要かつ妥当と認める範囲で合算15万円を限度とします。車両搬送・引上げ費用補償特約はすべてのご契約に自動セットされます。
※2 ❹宿泊費用、❺帰宅・移動費用は、自宅駐車場など日常の保管場所で自力走行不能となった場合は対象となりません。

相手方への賠償

高額賠償にしっかり対応するために、対人・対物賠償責任保険の保険金額は無制限をおすすめします。示談交渉は、共栄火災の担当者にお任せください。

対人賠償責任保険

万一の高額賠償に備え、保険金額は無制限がおすすめ！

詳細は P.11

オプション セット

示談交渉 サービス付

- ご契約のバイクの事故で他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。
- 自賠責保険等で支払われるべき金額を超える部分について、保険金をお支払いします。
- 自己負担額はありません。
- 相手方が死亡された場合は、臨時費用保険金15万円を別途お支払いします。

対物賠償責任保険

相手の車などを壊してしまった場合にも安心！

詳細は P.11

オプション セット

示談交渉 サービス付

- ご契約のバイクの事故で他人の車や財物に損害を与えたり、ご契約のバイクが線路をふさいでしまったことなどが原因で電車等を運行不能にさせたことにより、法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。

対物超過修理費用補償特約

修理費が時価額を超えてしまった場合も安心！

詳細は P.11

オプション セット

- 相手の車の修理費が時価額を上回る場合に補償します。
- 相手自動車の時価額を超える修理費は、対物賠償責任保険では補償されません。
- 修理費と時価額の差額を過失割合に応じて、50万円を限度にお支払いします。
- 相手自動車を6か月以内に修理することなどの条件があります。

修理費が時価額を超えてしまった場合でも安心！

例 お客さまの過失割合100%、相手自動車の時価額30万円、修理費50万円の場合

おケガの補償

人身傷害保険は運転者だけでなく、ご契約のバイクに搭乗されている方も対象となります。

人身傷害保険

詳細はP.11

ご自身の過失にかかわらず補償されるので安心！

オプションセット

- ご契約のバイクの事故によりご契約のバイクに搭乗中※の方などが死傷されたり、後遺障害を負われた場合に補償します。
- 保険金額の範囲内で、ご自身の過失にかかわらず保険金をお支払いします。
- 時間のかかる示談成立を待たずに、先行して保険金をお支払いします。
- 共栄火災に保険金の請求を行うだけで、相手方との面倒な手続きは不要です。

※自動車専用道路等においてご契約のバイクを一時的に離れている間を含みます。ただし、サービスエリア等でご契約のバイクを離れている間等を除きます。

（注）相手方から賠償があった場合などには、これらの額を差し引いて保険金をお支払いします。

保険金お支払いまでの流れ

Q 加入するかしないかで、どれくらい違うの？

A 人身傷害保険の加入がないと、お客さまの過失割合に応じて自己負担が発生します。

例 事故でお客さまと相手の過失割合が40：60の場合（損害額※5,000万円）

相手方が認定する損害額が5,000万円の場合

※損害額は、普通保険約款に定める損害額基準に従い共栄火災が認定させていただきます。

（注）無保険車事故の場合は、保険金額にかかわらず保険金をお支払いします。

人身傷害定額払特約（傷害一時金）

詳細はP.12

通院だけの場合もOKだから心強い！

オプションセット

- ご契約のバイクに搭乗中※の方が、自動車事故により傷害を被り、入院または通院された場合に保険金をお支払いします。
- 入院日数または通院日数に応じた一時金をお支払いします。

※自動車専用道路等においてご契約のバイクを一時的に離れている間を含みます。ただし、サービスエリア等でご契約のバイクを離れている間等を除きます。

（注）事故発生の日からその日を含めて180日以内の入院または通院が対象となります。

入院または通院した日数	お支払いする保険金の額
1日以上5日未満	1万円
5日以上	10万円

人身傷害定額払特約（死亡・後遺障害）

詳細は P.12

ご契約のバイクに搭乗中の方の万一にも、しっかり備えられる！

オプションセット

- ご契約のバイクに搭乗中※の方が、自動車事故により傷害を被り、事故発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合または後遺障害を負われた場合に保険金をお支払いします。
- 自賠責保険や対人賠償責任保険の保険金等とは関係なく、重複してお支払いします。

※自動車専用道路等においてご契約のバイクを一時的に離れている間を含みます。ただし、サービスエリア等でご契約のバイクを離れている間等を除きます。

（注）人身傷害定額払特約（傷害一時金）または人身傷害定額払特約（部位・症状別傷害一時金）をご契約されている場合にセットすることができます。

人身傷害の他車搭乗中および車外自動車事故補償特約

詳細は P.13

ご契約のバイクに搭乗していない間も安心！

オプションセット※

※記名被保険者が個人のご契約の場合に限ります。

- この特約をセットすることにより、人身傷害保険、人身傷害定額払特約（傷害一時金）、人身傷害定額払特約（死亡・後遺障害）および人身傷害定額払特約（部位・症状別傷害一時金）の補償対象が下記のとおり拡大します。

＜補償対象となる事故＞

○…補償対象　×…補償対象外

事故の種類	①ご契約のバイクに搭乗中の事故	②他の自動車に搭乗中の事故	③歩行中などの自動車事故
補償内容	ご契約のバイクに搭乗中※1の方の事故によるケガなどに対する補償	他の自動車※2に搭乗中の事故によるケガなどについて、お客さまはもちろんご家族も補償	歩行中や自転車に乗っているときの運行中の自動車との事故によるケガなどについて、お客さまはもちろんご家族も補償
●人身傷害保険　●人身傷害定額払特約（傷害一時金） ●人身傷害定額払特約（死亡・後遺障害） ●人身傷害定額払特約（部位・症状別傷害一時金）	○	×	×
⊕人身傷害の他車搭乗中および車外自動車事故補償特約をセット	○	○※3	○※3

※1 自動車専用道路等においてご契約のバイクを一時的に離れている間を含みます。ただし、サービスエリア等でご契約のバイクを離れている間等を除きます。

※2「記名被保険者・その配偶者・これらの方の同居のご親族が所有または主に使用する自動車」および「記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚のお子さまが所有する自動車または常時使用する自動車を自ら運転者として運転中の場合は、その自動車」以外の自動車をいいます。

※3 補償対象となる方は、記名被保険者、その配偶者および記名被保険者またはその配偶者の同居のご親族、別居の未婚のお子さまです。

（注）人身傷害の他車搭乗中および車外自動車事故補償特約をセットしない場合は、上記②・③の事故は対象となりません。

自損事故傷害補償特約

詳細は P.13

相手のいない単独事故等により、自賠責保険等の補償を受けられない場合に備えて！

自動セット※

- ご契約のバイクの保有者、ご契約のバイクに搭乗中の方が自損事故（電柱との衝突など）により、死傷されたり、後遺障害を負われた場合で、自賠責保険等の補償を受けられないときに、「死亡保険金」「後遺障害保険金」「医療保険金」を共栄火災所定の基準に従いお支払いします。
- 共栄火災所定の基準に該当する後遺障害を負われ、かつ、介護を必要とすると認められた場合には、「後遺障害保険金」とは別に「介護費用保険金（200万円）」をお支払いします。

※対人賠償責任保険をご契約され、人身傷害保険をご契約されていない場合に自動セットされます。

無保険車傷害補償特約

詳細は P.13

事故の相手の車が無保険車であるなどの理由から十分な補償を受けられない場合に備えて！

自動セット※

- ご契約のバイクに搭乗中の方が、自動車事故で死亡された場合または後遺障害を負われた場合で、一定の条件を満たす場合に保険金をお支払いします。
- 対人賠償責任の保険金額を限度に補償します。

※対人賠償責任保険をご契約され、人身傷害保険、人身傷害の他車搭乗中および車外自動車事故補償特約をご契約されていない場合に自動セットされます。

●ご契約のバイクに搭乗中の方が自動車事故により傷害を被り、入院または通院された日数が1日以上5日未満の場合は1万円、5日以上の場合はケガをされたお体の部位とその症状によりあらかじめ決められた一定の保険金をお支払いする「人身傷害定額払特約（部位・症状別傷害一時金）」もご用意！

詳細は P.12

バイクの補償

大切なバイクのもしもに備える車両保険です。

車両保険

幅広い補償範囲で、大切なバイクにも安心を！

詳細は P.14

オプション セット

- ご契約のバイクが、他の車との衝突や接触などの偶然な事故により、損害を被った場合に補償します。

保険金をお支払いする主な場合

他の自動車やバイクとの衝突	さまざまな災害などによるバイクの損害			相手車のない事故などによるバイクの損害		あて逃げ	動物との衝突・接触
	火災・爆発	台風・洪水・高潮・たつ巻	いたずら・落書き	自転車や電柱・ガードレールに衝突	転覆・転落		
		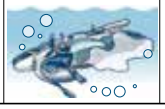		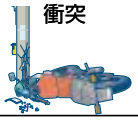			

車両価額協定保険特約

販売価格に見合った保険金が受け取れる！

詳細は P.14

自動 セット※

- 事故にあったバイクの損害は、時価額ではなく、設定した保険金額を限度に修理費の実額で補償します。
- ご契約時に、市場販売価格相当額を参考に車両保険金額を設定します。

※車両保険をご契約の場合に自動セットされます。

その他の補償

自動車事故弁護士費用等補償特約

事故のトラブルを専門家にお任せしたい方におすすめ！

詳細は P.14

オプション セット

- 保険会社が示談交渉できない、自動車のもらい事故も安心です。
- 弁護士報酬、司法書士報酬、訴訟費用、および相談費用などを補償します。

Tandem（タンデム） ライダーサポート（他車運転危険補償特約／臨時費用補償特約／携行品補償特約）

基本の補償にプラスして、ワンランク上の安心を！

詳細は P.14

オプション セット

■他車運転危険補償特約

お客さまやご家族の方が借用バイクで事故を起こした場合も、ご契約のバイクと同じ契約条件で補償します。

（注）借用バイクの車両損害を除きます。

■車両盗難時の臨時費用補償特約

ご契約のバイクが盗難にあった場合、新たなバイクを取得する際の臨時費用として2万円（定額）をお支払いします。

■携行品補償特約

バイク搭乗中に限らず、ヘルメットやライダースーツ、ライダーグローブ、ライダーブーツ、カメラ等の携行品が自宅外で破損・盗難にあった場合、10万円を限度（自己負担額5,000円）に補償します。

- ご契約のバイクの欠陥やハッキングなどが原因の人身・物損事故で、お客さまが法律上の損害賠償責任を負わないときは「被害者救済費用等補償特約」※で補償！
- ご契約のバイクによる事故で、運転者等が心神喪失等により法律上の損害賠償責任を負わないと共栄火災が認めたときに、「心神喪失等による事故の被害者損害補償特約」※で補償！

※対人賠償責任保険または対物賠償責任保険をご契約の場合に自動セットされます。

詳細は P.15

保険料について

保険料を決定する主な要素をご説明します。

ノンフリート等級別料率制度

ご契約台数が9台以下のご契約では、1等級から20等級までのノンフリート等級区分、および無事故・事故有の区分によって、保険料が割増・割引されるノンフリート等級別料率制度が適用されます。

① 新たにご契約される場合

- **はじめてご契約いただく場合**は6S等級となり、**3%の割増**が適用されます。
- **2台目以降を新たにご契約される場合**、すでに11～20等級の自動車保険の契約があり、一定の条件を満たすときは7S等級となり、**38%の割引**が適用されます。ただし、1台目のご契約および2台目以降のご契約のお車の用途車種が、いずれも二輪自動車である場合に限ります。

（注）2台目以降のバイクを新たにご契約される場合、すでにご契約いただいているバイクと入替手続きを行うことにより、そのバイクに適用されているノンフリート等級を新たにご契約されるバイクに継承することで、保険料を節約できる場合があります。この場合、すでにご契約いただいていたバイクには6S等級が適用されます。

中断証明書をお持ちではございませんか？

以前に、バイクの廃車・譲渡や海外赴任等によりご契約を中断されている場合、中断前に適用されていたノンフリート等級を継承できる制度があります。詳しくは取扱代理店または共栄火災にお問い合わせください。

② 継続してご契約される場合

等級の決定方法

- ご契約の保険期間が1年の場合、保険期間中無事故であれば、次回のご契約の等級は1等級上がります。保険金をお支払いする事故があった場合、次回のご契約の等級は事故の内容や件数によって決定します（保険期間が1年を超えるご契約の場合は取扱いが異なります。）。

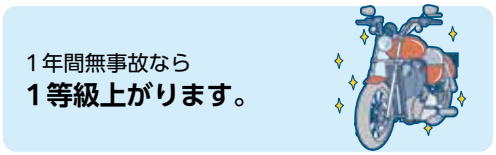

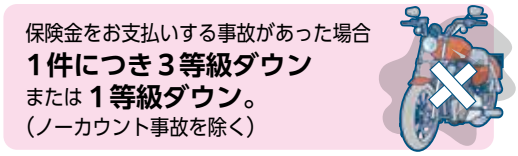

- 保険金をお支払いする事故には次の3種類があります。

事故の種類	事故内容
ノーカウント事故	人身傷害保険、人身傷害定額払特約（傷害一時金）、人身傷害定額払特約（死亡・後遺障害）、人身傷害定額払特約（部位・症状別傷害一時金）、人身傷害の他車搭乗中および車外自動車事故補償特約、搭乗者傷害保険、無保険車傷害補償特約、無保険車傷害車内外補償特約、被害者救済費用等補償特約（被害者救済費用等補償特約により対物超過修理費用補償特約を適用する場合を含みます）、心神喪失等による事故の被害者損害補償特約（心神喪失等による事故の被害者損害補償特約により対物超過修理費用補償特約を適用する場合を含みます）、自動車事故弁護士費用等補償特約、車両搬送・引上げ費用補償特約に係る事故　など
1等級ダウン事故	車両保険のみに関する事故で、火災または爆発・台風・落書き・いたずらによるもの　など
3等級ダウン事故	上記に該当しない事故

（注）詳細については、必ず「ご契約のしおり（約款冊子）」をご確認ください。

事故有係数の適用方法

- 3等級ダウン事故を起こすと翌年のご契約から「事故有係数（事故有の割増引率）」が事故1件につき3年間適用され、1等級ダウン事故の場合は事故1件につき1年間適用されます。
- 事故有係数適用期間は事故が発生するごとに上限「6年」まで積算され、1年間経過するごとに「1年」減少します。
  事故有係数適用期間が「0年」となる場合には「無事故係数（無事故の割増引率）」が適用されます。

適用する等級ごとの割増・割引率

- 継続契約に適用する各等級の割増引率は次のとおりです。

（2025年1月1日現在）

等級	1	2	3	4	5	6F	7F	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
割増引区分	割増				割引															
無事故の割増引率	108%	63%	38%	7%	2%	13%	27%	38%	44%	46%	48%	50%	51%	52%	53%	54%	55%	56%	57%	63%
事故有の割増引率							14%	15%	18%	19%	20%	22%	24%	25%	28%	32%	44%	46%	50%	51%

（注）他の保険会社（共済を含みます。）より共栄火災へご契約を切り替えられても、ノンフリート等級（割増・割引）および事故有係数適用期間は継承されます。ただし、一部の共済については取扱いが異なります。

ご確認事項

保険料を決定する条件やそのほかの要素についてご説明します。

チェック1 運転される方の年齢をご確認ください。

- 運転される最も若い方の年齢にあわせて年齢条件を設定してください。
- 年齢条件を満たさない方が運転中の事故は補償されませんので、ご注意ください。

運転者年齢 **全年齢補償**	運転者年齢 **21歳以上補償**	運転者年齢 **26歳以上補償**

記名被保険者 年齢別料率区分			
29歳以下	30歳以上 39歳以下	40歳以上 49歳以下	
50歳以上 59歳以下	60歳以上 69歳以下	70歳以上	

（注）原動機付自転車の場合の運転者年齢条件は、「全年齢補償」または「21歳以上補償」のいずれかとなります。

チェック2 補償が重複していないかご確認ください。

ご家族で2台以上のお車やバイクを所有するお客さまへ

- ご家族で複数の自動車保険をご契約されている場合、補償の内容等が重複することでご希望の内容よりも補償が過大となったり、不要な保険料負担が発生することがあります。
- ご契約内容を見直すことにより保険料を抑えることができるケースがあります。

補償範囲

人身傷害の他車搭乗中および車外自動車事故補償特約

詳細はP13

- 他の自動車に搭乗中の事故
- 歩行中などの自動車事故

ご契約のバイクに搭乗中以外の事故は、いずれかのお車・バイク1台が「人身傷害の他車搭乗中および車外自動車事故補償特約」に加入することで補償されます。

- 保険金額が「無制限」のご契約の場合、重複した部分の保険金額は合算されませんので、保険金額が「無制限」のご契約を1つお選びいただき、そのご契約に「人身傷害の他車搭乗中および車外自動車事故補償特約」をセットしてください。
- 保険金額が「無制限」のご契約でない場合、重複した部分の保険金額は合算されますが、損害額を超えて保険金はお支払いできません。保険金額の合算額がご希望の保険金額となるようご確認ください。

自動車事故弁護士費用等補償特約

詳細はP14

- 自動車事故における被害事故

お客さまご自身やお客さまの同居のご家族の方がご契約されるいずれかのお車・バイク1台が「自動車事故弁護士費用等補償特約」に加入することで補償されます。

- ご家族で複数のご契約にセットされた場合、保険金額は合算されますが、損害額を超えて保険金はお支払いできません。

- 上記の補償重複は、共栄火災とのご契約に限定したものではありません。他の保険会社（共済を含みます。以下同じ）ともご契約されている場合は、それらも含めてご確認されることをおすすめします。なお、上記と同様の補償・特約であっても保険会社によっては名称が異なる場合がありますのでご注意ください。
- 補償重複をさけるために1つのご契約にのみ補償・特約をセットされた場合、お車やバイクの廃車等によりそのご契約を解約するときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）があるときに、補償がなくなったり、補償の対象者の範囲が変わることがありますのでご注意ください。
- 他の保険契約等でも、類似の補償がある場合がございますので、補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認いただいたうえで、ご契約ください。

チェック3 各種割引制度も要チェックです。

- ご契約方法などにより、以下の割引制度がございます。ご契約に際しては必ずご確認ください。

（注）割引にはそれぞれ一定の適用条件があります。詳しくは取扱代理店または共栄火災にお問い合わせください。

ノンフリート多数契約割引 自動車とセットでのご契約も可能です。

1保険証券で2台以上※のお車やバイクをご契約いただくことにより、割引を適用します。

3%割引（2台） 4%割引（3~5台） 6%割引（6台以上）

※「1保険証券で2台以上」とは1回のご契約でまとめて2台以上ご契約いただく場合で、保険の始期日および終期日を同一とするご契約となります。

（注）一部の特約等を除いた保険料が割引となります。

長期優良契約割引 対象車種：二輪自動車

前契約が20等級で事故がないなど一定の条件を満たす場合に、割引を適用します。 3%割引

（注1）一部の特約等を除いた保険料が割引となります。

（注2）原動機付自転車は対象外です。

詳しい補償内容

「保険金をお支払いできない主な場合等」で使用されるアイコンのご説明

「保険金をお支払いできない主な場合等」で使用されるアイコンに該当する場合は保険金をお支払いできません。

故意または重大な過失 被保険者等の故意または重大な過失によって生じた損害※1	**地震・噴火・津波** 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
競技・曲技等 ご契約のバイクを競技・曲技のために使用すること、または、これらを行うことを目的とする場所において使用することによって生じた損害	**無免許運転、麻薬、酒気帯び** 無免許運転、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれがある状態での運転、酒気を帯びた状態での運転の場合に生じた損害
故意 保険契約者等の故意によって生じた損害※2	**脳疾患・疾病・心神喪失** 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失によってそのご本人に生じた損害

※1 故意または重大な過失によって事故を起こした方以外については、保険金をお支払いできる場合があります。
※2 故意によって事故を起こした方以外については、保険金をお支払いできる場合があります。

	保険金の種類	保険金をお支払いする場合/お支払いする保険金等	保険金をお支払いできない主な場合等
相手方への賠償	**対人賠償責任保険** すべてのご契約にセットできます。	**【保険金をお支払いする場合】** ご契約のバイクの事故により他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負った場合 **【お支払いする保険金】** ●自賠責保険等で支払われるべき金額を超える部分について保険金をお支払いします。 ●自己負担額はありません。 (注)相手方が死亡された場合は、上記保険金とは別に「臨時費用保険金」として15万円をお支払いします。 **【被保険者(補償を受けられる方)】** ① 記名被保険者 ② ご契約のバイクを使用または管理中の次のいずれかの方 • 記名被保険者の配偶者 • 「記名被保険者またはその配偶者」の同居のご親族 • 「記名被保険者またはその配偶者」の別居の未婚のお子さま ③ 記名被保険者の承諾を得てご契約のバイクを使用または管理中の方※1 ④ ①～③のいずれかの方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、および監督義務者等(ただし、その責任無能力者の方の事故に限ります。) ⑤ 記名被保険者の使用者※2 ※1 別居の既婚のお子さまや友人・知人等、上記①・②以外の方をいいます。ただし、業務として受託したご契約のバイクを使用または管理している自動車取扱業者の方以外の方をいいます。 ※2 記名被保険者がご契約のバイクをその使用者の業務に使用している場合に限ります。	 上記に加えて ●記名被保険者またはご契約のバイクを運転中の方の父母・配偶者・お子さま等を死傷させたり、これらの方または運転中の方の所有・使用または管理する財物を破損させたことにより、被保険者が損害賠償責任を負うことによって生じた損害 ●台風、洪水または高潮によって生じた損害 など
	対物賠償責任保険 すべてのご契約にセットできます。	**【保険金をお支払いする場合・お支払いする保険金】** ご契約のバイクの事故により他人の財物に損害を与えたり、ご契約のバイクが線路をふさいでしまったことなどが原因で電車等を運行不能にさせたことにより、法律上の損害賠償責任を負った場合 (注)対物賠償事故の際の自己負担額を「0円(なし)」、「3万円」、「5万円」の中から設定していただきます。 **【被保険者(補償を受けられる方)】** 対人賠償責任保険と同じです。	
	対物超過修理費用補償特約 対物賠償責任保険をご契約の場合にセットできます。	**【保険金をお支払いする場合】** 対物賠償責任保険で保険金をお支払いする事故で、相手自動車の修理費が車両価額(時価額)を上回った場合 (注)相手自動車を6か月以内に修理することなどの条件があります。 **【お支払いする保険金】** 相手自動車の修理費と車両価額(時価額)との差額について、お客さまの過失割合に応じてご負担する金額を、50万円を限度にお支払いします。 **【被保険者(補償を受けられる方)】** 対人賠償責任保険と同じです。	
おケガの補償	**人身傷害保険** 対人賠償責任保険 または 対物賠償責任保険 をご契約の場合にセットできます。	**【保険金をお支払いする場合】** ご契約のバイクに搭乗中※の方(被保険者)が、自動車事故により死傷されたり、後遺障害を負われた場合 ※自動車専用道路等(自動車専用道路・高速自動車国道)においてご契約のバイクから一時的に離れている間を含みます。ただし、サービスエリア等(自動車以外での通行が禁じられていない場所)でご契約のバイクを離れている間等を除きます。 (注)他のバイクに搭乗中や歩行中の事故については保険金をお支払いできません。	次ページに記載。

このパンフレットに記載の「保険金をお支払いできない主な場合等」は、主なケースのみです。各保険・特約によっては、他にも保険金をお支払いできない事由に該当するケースがあります。詳細は『約款冊子』等をご確認ください。

おケガの補償

人身傷害保険（つづき）

【お支払いする保険金】
死傷されたり、後遺障害を負われた場合の損害額に対して、お客さまご自身の過失にかかわらず、1回の事故につき被保険者1名ごとに保険金額の範囲内で保険金をお支払いします。
（注1）損害は、治療費、休業損害、精神的損害、死亡されたときの葬儀費、逸失利益などがお支払いの対象となります。
（注2）損害額は、普通保険約款に定める損害額基準に従い共栄火災が認定させていただきます。
（注3）相手方から賠償があった場合などには、これらの額を差し引いて保険金をお支払いします。
（注4）無保険車事故に該当する場合は、保険金額にかかわらず保険金をお支払いします。

【被保険者（補償を受けられる方）】
① ご契約のバイクの正規の乗車装置またはその装置のある室内に搭乗中の方※1
② ①以外の方で、ご契約のバイクの保有者※2
③ ①・②以外の方で、ご契約のバイクの運転者※2

※1 ①の方には、自動車専用道路等においてご契約のバイクの正規の乗車装置またはその装置のある室内を一時的に離れている方を含みます。ただし、次のア.・イ.のいずれかに該当する場合を除きます。
ア.自動車専用道路等のうち、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第2項に定める自動車以外の方法での通行が法令により禁じられていない場所において、傷害を被った場合
イ.自動車専用道路等における救急、消防、事故処理、補修、清掃等を業としている方が、自動車専用道路等においてその業務に従事している場合

※2 上記②・③のいずれかに該当する方は、これらの方がご契約のバイクの運行に起因する事故により身体に傷害を被り、かつ、それによってこれらの方に生じた損害に対して自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第3条（自動車損害賠償責任）に基づく損害賠償請求権が発生しない場合に限ります。

（注）極めて異常かつ危険な方法でご契約のバイクに搭乗中の方、および業務としてご契約のバイクを受託している自動車取扱業者の方を除きます。

上記に加えて
- 被保険者が、バイクの使用について正当な権利を有する者の承諾を得ないでバイクに搭乗中に生じた損害

など

人身傷害定額払特約（傷害一時金）

- 対人賠償責任保険または対物賠償責任保険をご契約の場合にセットできます。
- 人身傷害定額払特約（部位・症状別傷害一時金）と重複してセットすることはできません。

【保険金をお支払いする場合】
ご契約のバイクに搭乗中の方が、自動車事故により傷害を被り、事故発生日からその日を含めて180日以内に入院または通院された場合

【お支払いする保険金】
入院または通院した日数により、被保険者1名につき次の額を一時金（定額）としてお支払いします。

入院または通院した日数	お支払いする保険金の額
1日以上5日未満	1万円
5日以上	10万円

（注）人身傷害保険で保険金をお支払いする場合でも、重複してお支払いします。

【被保険者（補償を受けられる方）】
人身傷害保険と同じです。

人身傷害定額払特約（部位・症状別傷害一時金）

- 対人賠償責任保険または対物賠償責任保険をご契約の場合にセットできます。
- 人身傷害定額払特約（傷害一時金）と重複してセットすることはできません。

【保険金をお支払いする場合】
ご契約のバイクに搭乗中の方が、自動車事故により傷害を被り、入院または通院された場合
（注）入院または通院の日が、事故発生の日からその日を含めて180日以内の場合に限ります。

【お支払いする保険金】
入院または通院された日数が1日以上5日未満の場合に1万円、5日以上となった場合に部位・症状別に共栄火災が定める額をお支払いします。

【被保険者（補償を受けられる方）】
人身傷害保険と同じです。

人身傷害定額払特約（死亡・後遺障害）

人身傷害定額払特約（傷害一時金）または人身傷害定額払特約（部位・症状別傷害一時金）をご契約の場合にセットできます。

【保険金をお支払いする場合】
●死亡保険金
ご契約のバイクに搭乗中の方が、自動車事故により傷害を被り、事故発生日からその日を含めて180日以内に死亡された場合
●後遺障害保険金
ご契約のバイクに搭乗中の方が、自動車事故により傷害を被り、事故発生日からその日を含めて180日以内に後遺障害を負われた場合

【お支払いする保険金】
●死亡保険金
保険金額の全額をお支払いします。
（注）すでにお支払いした後遺障害保険金がある場合は、保険金額からすでにお支払いした金額を差し引いた額をお支払いします。
●後遺障害保険金
後遺障害の程度に応じて保険金額の4%～100%をお支払いします。
（注）180日を超えて治療が必要な場合は、181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、後遺障害保険金をお支払いします。

【被保険者（補償を受けられる方）】
人身傷害保険と同じです。

このパンフレットに記載の「保険金をお支払いできない主な場合等」は、主なケースのみです。各保険・特約によっては、他にも保険金をお支払いできない事由に該当するケースがあります。詳細は『約款冊子』等をご確認ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合/お支払いする保険金等	保険金をお支払いできない主な場合等

おケガの補償

人身傷害の他車搭乗中および車外自動車事故補償特約

記名被保険者が個人のご契約で、人身傷害保険または人身傷害保険定額払特約のいずれかをご契約されている場合にセットできます。

この特約をセットすることにより、人身傷害保険、人身傷害定額払特約（傷害一時金）、人身傷害定額払特約（死亡・後遺障害）および人身傷害定額払特約（部位・症状別傷害一時金）の補償対象が下記のとおり拡大します。

<補償対象となる事故>　○…補償対象　×…補償対象外

事故の種類	①ご契約のバイクに搭乗中の事故	②他の自動車に搭乗中の事故	③歩行中などの自動車事故
補償内容	ご契約のバイクに搭乗中※1の方の事故によるケガなどに対する補償	他の自動車※2に搭乗中の事故によるケガなどについて、お客さまはもちろんご家族も補償	歩行中や自転車に乗っているときの運行中の自動車との事故によるケガなどについて、お客さまはもちろんご家族も補償
• 人身傷害保険 • 人身傷害定額払特約（傷害一時金） • 人身傷害定額払特約（死亡・後遺障害） • 人身傷害定額払特約（部位・症状別傷害一時金）	○	×	×
⊕人身傷害の他車搭乗中および車外自動車事故補償特約をセット	○	○※3	○※3

※1 自動車専用道路等においてご契約のバイクを一時的に離れている間を含みます。ただし、サービスエリア等でご契約のバイクを離れている間等を除きます。

※2 「記名被保険者・その配偶者・これらの方の同居のご親族が所有または主に使用する自動車」および「記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚のお子さまが所有する自動車または常時使用する自動車を自ら運転者として運転中の場合は、その自動車」以外の自動車をいいます。

※3 補償対象となる方は、記名被保険者、その配偶者および記名被保険者またはその配偶者の同居のご親族、別居の未婚のお子さまです。

⚠ 補償が重複していないかご確認ください。
- ご家族で複数の自動車保険をご契約されている場合、補償の内容等が重複することでご希望の内容よりも補償が過大となったり、不要な保険料負担が発生することがあります。
- ご契約内容を見直すことにより保険料を抑えることができるケースがあります。

人身傷害保険と同じです。

自損事故傷害補償特約

次のご契約の場合に 自動セット されます。
対人賠償責任保険をご契約されている場合で、人身傷害保険をご契約されていない場合

【保険金をお支払いする場合】
ご契約のバイクの保有者、ご契約のバイクに搭乗中の方が自損事故により、死傷されたり、後遺障害を負われた場合で、自賠責保険等の補償を受けられないとき

【お支払いする保険金】
「死亡保険金」「後遺障害保険金」「医療保険金」を共栄火災所定の基準に従いお支払いします。なお、共栄火災所定の基準に該当する後遺障害を負われ、かつ、介護を必要とすると認められた場合には、「後遺障害保険金」とは別に「介護費用保険金（200万円）」をお支払いします。

【被保険者（補償を受けられる方）】
① ご契約のバイクの保有者　② ご契約のバイクの運転者
③ ①・②以外の方で、ご契約のバイクの正規の乗車装置またはその装置のある室内に搭乗中の方
（注）極めて異常かつ危険な方法でご契約のバイクに搭乗中の方を除きます。

無保険車傷害補償特約

次のご契約の場合に 自動セット されます。
対人賠償責任保険をご契約されている場合で、人身傷害保険および人身傷害の他車搭乗中および車外自動車事故補償特約のいずれもご契約されていない場合

【保険金をお支払いする場合】
ご契約のバイクに搭乗中の方が、自動車事故で死亡された場合または後遺障害を負われた場合で、下記①・②のいずれも満たす場合
① 相手自動車が無保険車であるなどの理由から十分な補償を受けられない場合
② この特約と相手方の自賠責保険等で支払われるべき金額の合計額が人身傷害保険から支払われるべき保険金を上回る場合

【お支払いする保険金】
対人賠償責任保険金額を限度にお支払いします。

【被保険者（補償を受けられる方）】
ご契約のバイクの正規の乗車装置またはその装置のある室内に搭乗中の方
（注）極めて異常かつ危険な方法で搭乗中の方を除きます。

上記に加えて
- 台風、洪水または高潮によって生じた損害

など

無保険車傷害車内外補償特約

次のご契約の場合に 自動セット されます。
対人賠償責任保険、人身傷害定額払特約および人身傷害の他車搭乗中および車外自動車事故補償特約をご契約されている場合で、人身傷害保険をご契約されていない場合

【保険金をお支払いする場合】
無保険車傷害補償特約と同じです。ただし、ご契約のバイクに搭乗中でない場合もお支払いします。

【お支払いする保険金】
対人賠償責任保険金額を限度にお支払いします。

【被保険者（補償を受けられる方）】
① 記名被保険者　② 記名被保険者の配偶者
③ ①または②の同居のご親族　④ ①または②の別居の未婚のお子さま
⑤ ①～④以外の方で、ご契約のバイクの正規の乗車装置またはその装置のある室内に搭乗中の方
（注）極めて異常かつ危険な方法で搭乗中の方を除きます。

このパンフレットに記載の「保険金をお支払いできない主な場合等」は、主なケースのみです。各保険・特約によっては、他にも保険金をお支払いできない事由に該当するケースがあります。詳細は『約款冊子』等をご確認ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合/お支払いする保険金等	保険金をお支払いできない主な場合等
バイクの補償		
車両保険 すべてのご契約にセットできます。	**【保険金をお支払いする場合】** ご契約のバイクが、他の車との衝突や接触などの偶然な事故により損害を被った場合 **【お支払いする保険金】** ご契約のバイクの損害の額（修理費等）から自己負担額（免責金額）を差し引いた額について、車両保険金額を限度に保険金をお支払いします。 また、実際に負担した損害防止費用や運搬費用、盗難引取費用などをあわせてお支払いします。 （注）全損の場合は自己負担額（免責金額）を差し引かずにお支払いします。 **〈車両保険の保険金額の設定〉** ●ご契約のバイクの市場販売価格相当額を参考に設定していただきます。 **〈自己負担額（免責金額）の設定〉** 車両事故の際の自己負担額（免責金額）を、二輪自動車の場合は「5万円」「7万円」「10万円」「15万円」「20万円」、原動機付自転車の場合は「1万円」「5万円」「7万円」「10万円」のいずれかから設定していただきます。（「0円（なし）」の設定はできません。） ⚠ ●バイクの盗難については補償されません。 ●バイクの故障やタイヤのみの損害などは、お支払いの対象になりません。 **【被保険者（補償を受けられる方）】** ご契約のバイクの所有者	 上記に加えて ●欠陥・摩滅・腐しょく・さび、その他自然の消耗、故障損害 ●取り外された部分品・付属品に生じた損害、定着されていない付属品の単独損害、タイヤの単独損害 ●法令により禁止されている改造を行った部分品または付属品に生じた損害 など
車両価額協定保険特約 車両保険をご契約の場合に 自動セット されます。	ご契約のバイクの市場販売価格相当額を「協定保険価額」として定め、事故により生じた損害に対し、協定保険価額を上限として車両保険金をお支払いします。 （注1）お客さまのご希望により「車両価額協定保険特約の不適用に関する特約」をセットすることができます。 （注2）「車両価額協定保険特約の不適用に関する特約」をセットした場合は、保険料を節約することができます。ただし、車両保険金額が事故発生時の市場販売価格を下回るときは、損害額が車両保険金額の範囲内であったとしても、損害額の全額をお支払いできない場合があります。	
その他の補償		
自動車事故弁護士費用等補償特約 対人賠償責任保険または対物賠償責任保険をご契約の場合にセットできます。	**【保険金をお支払いする場合】** お客さまやご家族の方が、自動車事故に起因する急激かつ偶然な外来の事故で、死傷されたり財物に損害を被ったことについて、相手方に対して法律上の損害賠償を請求する場合 （注）日常生活に起因する事故については対象外です。 **【お支払いする保険金】** 実際に負担した次の費用について保険金をお支払いします。 弁護士報酬や司法書士報酬、訴訟費用など：被保険者1名につき300万円限度 弁護士への法律相談費用、または司法書士・行政書士への相談費用：被保険者1名につき 10万円限度 なお、弁護士等への着手金、報酬金等については、共栄火災が別途定める上限額の範囲内で保険金をお支払いします。 （注1）損害賠償請求をするために弁護士、司法書士に委任される場合、または弁護士、司法書士、行政書士に相談される場合は、必ずあらかじめ共栄火災にご連絡ください。共栄火災の同意を得ずに損害賠償請求費用や相談費用を負担された場合、保険金をお支払いできないことがあります。 （注2）複数のご契約があるお客さまはP.10をご覧ください。 **【被保険者（補償を受けられる方）】** ① 記名被保険者 ② 記名被保険者の配偶者 ③ ①または②の同居のご親族 ④ ①または②の別居の未婚のお子さま ⑤ ①～④以外の方で、ご契約のバイクの正規の乗車装置またはその装置のある室内に搭乗中の方 など （注）極めて異常かつ危険な方法でご契約のバイクに搭乗中の方、および業務としてご契約のバイクを受託している自動車取扱業者の方を除きます。	 上記に加えて ●台風、洪水または高潮によって生じた損害 など
<ライダーサポート>他車運転危険補償特約 ●ライダーサポートは、対人賠償責任保険または対物賠償責任保険をご契約の場合にセットできます。 ●ライダーサポートは、それぞれの特約を別々にセットすることはできません。	**【保険金をお支払いする場合】** **（二輪自動車でご契約の場合）** お客さまやご家族の方が、お客さまやご家族以外の方の二輪自動車または原動機付自転車を借りて、運転中に起こされた対人賠償・対物賠償・自損傷害・無保険車傷害について、ご契約の二輪自動車と同じ契約条件で補償します※。 **（原動機付自転車でご契約の場合）** お客さまやご家族の方が、お客さまやご家族以外の方の原動機付自転車を借りて、運転中に起こされた対人賠償・対物賠償・自損傷害・無保険車傷害について、ご契約の原動機付自転車と同じ契約条件で補償します※。 ※記名被保険者（保険証券記載の被保険者（保険の補償を受けられる方））が個人の場合のみ補償の対象となります。 **【被保険者（補償を受けられる方）】** ① 記名被保険者　② 記名被保険者の配偶者 ③ ①または②の同居のご親族　④ ①または②の別居の未婚のお子さま	●対人賠償責任保険、対物賠償責任保険、人身傷害保険、車両保険、自損事故傷害補償特約、無保険車傷害補償特約、およびその他の特約の規定を適用します。 ●運転者の使用者の業務のために、その使用者の所有するバイクを運転中に発生した事故による損害 など

このパンフレットに記載の「保険金をお支払いできない主な場合等」は、主なケースのみです。各保険・特約によっては、他にも保険金をお支払いできない事由に該当するケースがあります。詳細は『約款冊子』等をご確認ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合/お支払いする保険金等	保険金をお支払いできない主な場合等
その他の補償 **<ライダーサポート> 二輪自動車・原動機付自転車に関する車両盗難時の臨時費用補償特約** ●ライダーサポートは、対人賠償責任保険または対物賠償責任保険をご契約の場合にセットできます。 ●ライダーサポートは、それぞれの特約を別々にセットすることはできません。	**【保険金をお支払いする場合】** ご契約のバイクが盗難にあった場合 (注1)警察への届け出と盗難日から60日以内に代替の二輪自動車・原動機付自転車の取得が必要となります。 (注2)記名被保険者(保険証券記載の被保険者(保険の補償を受けられる方))が個人の場合のみ補償の対象となります。 **【お支払いする保険金】** 二輪自動車・原動機付自転車を新たに取得することを条件に臨時費用として2万円(定額)をお支払いします。なお、臨時費用のお支払いは年間1回を限度とします。 **【被保険者(補償を受けられる方)】** ご契約のバイクの所有者	―
<ライダーサポート> 携行品補償特約 ●ライダーサポートは、対人賠償責任保険または対物賠償責任保険をご契約の場合にセットできます。 ●ライダーサポートは、それぞれの特約を別々にセットすることはできません。	**【保険金をお支払いする場合】** 二輪自動車または原動機付自転車に搭乗中以外も含め、お客さまが携行している身の回り品(ヘルメットやライダースーツ、ライダーグローブ、ライダーブーツ、カメラ等)が自宅外において破損したり盗難にあった場合 (注1)携行品の置き忘れ、紛失等は補償されません。 (注2)記名被保険者(保険証券記載の被保険者(保険の補償を受けられる方))が個人の場合のみ補償の対象となります。 **【お支払いする保険金】** 10万円を限度に保険金をお支払いします(自己負担額5,000円)。 **【被保険者(補償を受けられる方)】** 記名被保険者	 上記に加えて ●欠陥・摩滅・腐しょく・さび、その他自然の消耗、故障損害 など
被害者救済費用等補償特約 対人賠償責任保険または対物賠償責任保険をご契約の場合に自動セットされます。	**【保険金をお支払いする場合】** ご契約のバイクの欠陥や第三者による不正アクセスなどを原因とする人身事故もしくは物損事故が発生した場合、または電車等を運行不能にさせた場合 (注)次のいずれにも該当することが必要です。 ●バイクの欠陥や第三者による不正アクセスなどの事実がリコールや警察の捜査等の客観的な事実により確認できること ●運転者等に法律上の損害賠償責任がないこと **【お支払いする保険金】** 被害者を救済するために負担した費用をお支払いします。 保険金額は対人賠償・対物賠償の保険金額と同額になります。 **【被保険者(補償を受けられる方)】** ①ご契約のバイクの運転者。ただし、ご契約のバイクの運転者が下記ア.～エ.のいずれかに該当する方以外の場合は、記名被保険者の承諾を得てご契約のバイクを運転中の方に限ります。 ア.記名被保険者 イ.記名被保険者の配偶者 ウ.ア.またはイ.の同居のご親族 エ.ア.またはイ.の別居の未婚のお子さま ②ご契約のバイクの運転者がいない状態で人身事故または物損事故が生じた場合は、ご契約のバイクの所有者	 上記に加えて ●記名被保険者またはご契約のバイクを運転中の方の父母・配偶者・お子さま等を死傷させたり、これらの方または運転中の方の所有・使用または管理する財物を破損させたことにより、被保険者が被る損害 ●台風、洪水または高潮によって生じた損害 など
心神喪失等による事故の被害者損害補償特約 対人賠償責任保険または対物賠償責任保険をご契約の場合に自動セットされます。	**【保険金をお支払いする場合】** ご契約のバイクの人身事故もしくは物損事故により他人を死傷させたり他人の車や財物に損害を与えた場合、または電車等を運行不能にさせた場合で、心神喪失等によりお客さまやご家族の方が法律上の損害賠償責任を負わないと共栄火災が認めた場合 **【お支払いする保険金】** 被害者の損害に対して保険金をお支払いします。 **【被保険者(補償を受けられる方)】** 人身事故もしくは物損事故の被害者で①～③のいずれかに該当する方 ① 人身事故により生命または身体を害された方 ② 物損事故により破損等された財物を所有、使用または管理する方 ③ 物損事故により運行不能になった電車等を運行する方	 など

このパンフレットに記載の「保険金をお支払いできない主な場合等」は、主なケースのみです。各保険・特約によっては、他にも保険金をお支払いできない事由に該当するケースがあります。詳細は『約款冊子』等をご確認ください。

事故対応トータルサポート

0120-044-787

番号1 【通話料無料】

事故の受付

■事故受付センター

バイクの事故や故障等のトラブルが発生した場合、スマートフォンアプリ「くるまるNAVI」または上記専用ダイヤル※により、休日・夜間を問わず、24時間365日、事故専門スタッフがご契約内容を確認しながら、事故受付や丁寧なアドバイスをいたします。

※携帯電話・スマートフォンからもご利用いただけます。

■自動車事故初期対応サービス

休日（土曜・日曜・祝日）および平日の夜間に事故受付センターにて受付した事故を対象として、お客さまのご要望に応じて下記の対応を行います。

〈例〉事故相手方への連絡・対応　修理工場への連絡・対応
病院への連絡・手配　レンタカーの手配

（注1）対応時間帯は、土日祝午前9:00～午後10:00、平日午後5:00～午後10:00です。いずれの場合も、当日午後8:00までにご連絡いただいた事故を対象とさせていただいておりますが、受付状況によっては、本サービスの提供ができない場合がございます。ご了承ください。

（注2）平日午前9:00～午後5:00は、最寄りのサービス拠点で対応します。

事故車両の搬送・修理

右記、ロードサービス「助っ人くん」をご覧ください。

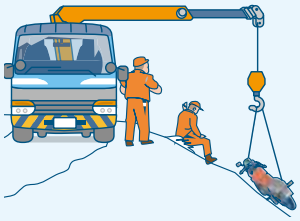

解決への交渉・手続き

■示談交渉サービス

被保険者の方からお申出があり、相手の方の同意が得られれば、示談交渉をお引受けいたします。弁護士が交渉にあたることもあります。

⚠ **事故解決のために共栄火災がお手伝いする内容**

バイクに関する対人・対物賠償事故の場合、被保険者（保険の補償を受けられる方）のお申出があり、かつ、相手の方の同意が得られれば、共栄火災は、原則として被保険者のために示談交渉をお引受けいたします。この場合、共栄火災の選任した弁護士が相手の方との交渉にあたることがあります。

■あんしんコールサービス

共栄火災担当者から、「事故受付後の対応」、「途中経過」、「保険金支払い手続き」等の進捗状況を随時ご報告いたします。

保険金のお支払い

■保険金請求書類省略サービス

保険金支払いの簡略化とスピードアップのため、一定条件を満たす場合に、請求関係書類のご提出を省略することができます。

- ●保険金請求書省略サービス
- ●示談書・免責証書省略サービス
- ●傷害事故診断書省略サービス

（人身傷害保険・自損事故傷害補償特約など）

⚠ 事故の態様や程度等により、省略できない場合もあります。

ロードサービス

0120-044-787

番号2 【通話料無料】

RESCUE DIAL "SUKETTO-KUN" レスキューダイヤル 助っ人くん

①応急処置（30分以内の修理）　故障現場修理サービス

ご契約のバイクが事故や故障により自力走行不能となった場合に、現場に駆けつけ、各種緊急修理（30分以内の修理）を行います。

〈例〉●冷却水補充　●オイル漏れ点検・補充　●バッテリーの点検・ジャンピング
●ガス欠時ガソリン10ℓサービス（年1回限り）

（注1）燃料代、オイル代、部品代等はお客さまのご負担となります。
（注2）作業内容によっては、お客さまのご負担が発生する場合があります。

⚠ 故障現場修理サービスは、スマートフォンアプリ「くるまるNAVI」または上記専用ダイヤルによりお電話いただき、共栄火災が修理業者を手配した場合にサービスをご利用いただけます。

②落輪引上げ費用　車両搬送・引上げ費用補償特約

クレーン等により、ご契約のバイクを路面（ご契約のバイクが自力で移動することができなくなる直前に走行していた路面をいいます。）に引き戻すために要した費用を補償します。
詳細は下記「②③⑥⑦の留意点」をご確認ください。

③レッカーけん引・搬送費用　車両搬送・引上げ費用補償特約

ご契約のバイクが事故や故障により自力走行不能となった際、現場から修理工場等までのレッカーけん引・搬送費用を補償します。
（注）バッテリー上がり等による車両搬送費用も対象となります。
詳細は下記「②③⑥⑦の留意点」をご確認ください。

④宿泊費用　宿泊費用サービス

帰宅手段がない場合、その日の宿泊先の紹介および宿泊費用をサービスします。
（注1）サービスの限度額は1名につき1万円（車検証の記載定員まで）となります。
（注2）旅行などで以前から宿泊を予約されていた場合などは対象となりません。
（注3）費用はいったんお客さまにお立替いただきます。
下記「宿泊費用サービス」「緊急時移動費用サービス」の留意点もご確認ください。

⑤帰宅・移動費用　緊急時移動費用サービス

帰宅、または目的地までの代替交通機関の紹介およびその移動費用をサービスします。
（注1）サービスの限度額は1名につき2万円（車検証の記載定員まで）となります。
（注2）タクシー・レンタカーを利用する場合は1台につき2万円を限度とし、複数名で乗車した場合は1名分の帰宅・移動費用を人数割りで算出します。
（注3）費用はいったんお客さまにお立替いただきます。
（注4）帰宅または目的地に移動する場合で修理工場などを経由するときは、全体の移動費用にサービスの限度額が適用されます。

⚠ **「宿泊費用サービス」「緊急時移動費用サービス」の留意点**

- ●ご契約のバイクが事故や故障により自力走行不能になった場合にご利用いただけます。
- ●自宅駐車場など日常の保管場所で自力走行不能となった場合は対象となりません。
- ●ご利用にあたっては、事前にスマートフォンアプリ「くるまるNAVI」または専用ダイヤルによりお電話いただくことが必要です。

⑥修理後の搬送費用　車両搬送・引上げ費用補償特約

ご契約のバイクの修理完了後、ご自宅や他の修理工場等までの搬送費用を補償します。
詳細は下記「②③⑥⑦の留意点」をご確認ください。

⑦修理後の引取費用　車両搬送・引上げ費用補償特約

ご契約のバイクの修理完了後、ご契約のバイクを引き取るために負担した交通費（往路1名分）を補償します。

②③⑥⑦の留意点

- ●1回の事故等につき、合理的な経路・方法により要した、②落輪引上げ費用、③レッカーけん引・搬送費用、⑥修理後の搬送費用、⑦修理後の引取費用のうち、共栄火災が必要かつ妥当と認める範囲で合算15万円を限度とします。
- ●事前にスマートフォンアプリ「くるまるNAVI」または上記専用ダイヤルによりお電話いただき、共栄火災が指定する事故地周辺の修理工場等に搬送する場合は、上記補償限度額を超過する費用について共栄火災が負担します（搬送距離が無制限となります。）。
- ●車両搬送・引上げ費用補償特約はすべてのご契約に自動セットされます。

〈サービスをご利用いただけない主な場合〉

●ご契約のバイクが違法改造されている場合　●レース・ラリーへの参加、またはレース・ラリーを目的とする場所など通常、バイクが走行するには不適切な場所でご契約のバイクを使用した場合　●バイクメーカーが発行するマニュアル等に定められた使用方法を著しく逸脱してご契約のバイクを使用した場合　●無免許運転または酒気帯び、麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転した場合　●戦争、暴動危険、原子力に起因する場合　●国または地方公共団体の公権力の行使に起因する場合　●地震もしくは噴火またはこれらによる津波に起因する場合　●航空機、船舶による輸送期間中の事故の場合

「助っ人くん」サービスは、共栄火災が株式会社プレステージ・コアソリューションにサービスの運営・実施を委託しています。

位置情報の自動送信で ロードサービスの要請がより迅速に!

もしもの時のために 今すぐ無料ダウンロード!

共栄火災のスマートフォンアプリ

くるまるNAVI

【ダウンロード方法】
iPhone・Android携帯で
ご利用いただけます。
App Store、Google Playで
「共栄火災」と検索ください。

App Store からダウンロード　Google Play で手に入れよう

スマートフォン(iPhone・Android)をお持ちの方は

事故や故障によりロードサービスを
ご利用いただく際には、**くるまるNAVI**
からご連絡をしてください。

くるまるNAVIから要請するメリット

●**位置情報の自動送信**
くるまるNAVIから要請すると、お客さまの位置情報が自動送信されますので、迅速かつ的確な手配が可能です。

●**手配業者の到着状況**
手配業者の到着予定時間などがくるまるNAVIの画面に表示されます。

(注)くるまるNAVIをご利用の際は、ご利用のスマートフォンの設定で「位置情報サービス」をオンの状態にしてください。

スマートフォンをお持ちでない方は

専用ダイヤル **0120-044-787** 通話料無料

くるまるNAVI　4つの安心機能

- 事故・故障サポート
- ドライブレコーダー
- 目的地へのサポート
- 安全運転診断

(注1)ドライブレコーダーモード(ドラレコモード)のご利用には、スマートフォンをダッシュボードに固定するホルダー(クレイドル)が必要となります。
(注2)このアプリは安全運転を補助するものであり、事故を直接防ぐものではありません。
(注3)詳しくは取扱代理店または共栄火災にお問い合わせください。
*Apple および Apple ロゴは米国その他の国で登録された Apple Inc. の商標です。
App Store は Apple Inc. のサービスマークです。
*Google Play および Google Play ロゴは、Google Inc. の商標です。

必要な情報に一発アクセス!　「助っ人くん」モバイルサイトをご活用ください。

助っ人くん

スマートフォンなら ワンタッチ!

事故のご連絡は **あんしんほっとライン**

車のトラブルは **レスキューダイヤル助っ人くん**

詳細は P16 をご覧ください。

モバイルサイト「助っ人くん」からすばやくコール!

アクセスはこちらから
https://www.kyoeikasai.co.jp/sukettokun2/

かんたんアクセス!

(注)携帯電話・スマートフォンの機種によっては、モバイルサイトの対応ができない場合もありますのでご注意ください。

うっかり手続き漏れ 安心サポート

■保険契約締結日以降にご家族が新たに運転免許※1を取得された場合、または新たにご家族となられた方がいらっしゃる場合の運転者年齢条件の変更に関する手続き漏れをサポートします。

保険契約締結日以降に新たに運転免許を取得された方または新たにご家族となられた方が、運転者年齢条件の変更手続き前に起こした事故についても、下表に従い保険金をお支払いします。

対象となる方	自動補償するケース	補償される範囲
新たに運転免許※1を取得された方	運転免許※1取得日※2の翌日から起算して30日以内に契約条件の変更を請求された場合	ご契約されている内容で補償
	運転免許※1取得日※2の翌日から起算して31日以降に契約条件の変更を請求された場合	対人賠償・対物賠償（これらに適用される特約）・被害者救済費用・心神喪失等による事故の被害者損害補償のみ補償
新たに記名被保険者のご家族となられた方※3	左記に該当する方となった日の翌日から起算して30日以内に契約条件の変更を請求された場合	ご契約されている内容で補償
	左記に該当する方となった日の翌日から起算して31日以降に契約条件の変更を請求された場合	対人賠償・対物賠償（これらに適用される特約）・被害者救済費用・心神喪失等による事故の被害者損害補償のみ補償

※1 ご契約のバイクを運転できる運転免許をいい、仮運転免許を含みます。
※2 事故の発生日が、運転免許取得日の前日以前の場合には、仮運転免許取得日とします。
※3 「記名被保険者の配偶者※4」および「記名被保険者またはその配偶者※4の同居のご親族・別居の未婚のお子さま」をいいます。また、公的資料等で事実発生日を確認できること、および事実の発生日（事実の発生日が保険始期日以前の場合は保険始期日）に遡ってご契約条件を変更するために必要な追加保険料をお支払いいただけることが条件となります。
※4 婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方は含みません。

■車両入替の変更手続き漏れをサポートします。

車両入替の通知が入替自動車の取得日の翌日から31日目以後になされた場合でも、入替自動車の取得日から共栄火災が車両入替を承認した日までの間に生じた事故について、対人賠償・対物賠償（これらに適用される特約）・被害者救済費用・心神喪失等による事故の被害者損害補償に限り保険金をお支払いします。

用語のご説明 （50音順）

	用語	説明
か行	記名被保険者	ご契約のバイクを主に使用（運転）される方で、保険証券に記載されている被保険者をいいます。
	ご家族	①記名被保険者、②記名被保険者の配偶者、③「①または②」の同居のご親族、④「①または②」の別居の未婚のお子さまをいいます。
	ご契約のバイク	保険契約により保険の対象となるバイクであって、保険証券に記載されている二輪自動車または原動機付自転車をいいます。
	ご親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
さ行	時価額	損害が生じた地および時における同一の用途車種・車名・型式・仕様・初度登録年月（初度検査年月）で同じ損耗度の自動車・バイクの市場販売価格相当額をいいます。
	事故有係数適用期間	「事故有」の割増引率を適用する期間をいいます。上限を6年、下限を0年とします。
は行	配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。
	被保険者	ご契約いただく保険の補償を受けられる方をいいます。
	保険期間	保険責任の始まる日から終了する日までの期間であって、保険証券記載の保険期間をいいます。
	保険金	保険契約により補償される損害または傷害が生じた場合に共栄火災がお支払いすべき金銭をいいます。
	保険金額	保険契約により補償される損害または傷害が生じた場合に共栄火災がお支払いすべき保険金の限度額をいいます。
	保険料	ご契約者が保険契約に基づいて保険会社に払い込むべき金銭をいいます。
ま行	未婚	これまでに婚姻歴のないことをいいます。

お客さまへお願い

バイクを買い替える場合には、必ずご連絡ください。

買い替え先で保険の解約・切替えをすすめられた場合は、必ず**取扱代理店または共栄火災にお問い合わせください。買い替え先での保険の解約・切替えは解約返還保険料や等級継承でお客さまにとって不利益になることがあります。**共栄火災はお客さまにとって最適な車両入替をご案内させていただきます。

ご注意ください

■このパンフレットは「KAPベーシス（一般自動車保険）」の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては「約款冊子」等をご覧ください。なお、ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災にお問い合わせください。

■取扱代理店は共栄火災との委託契約に基づいて、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店と締結して有効に成立したご契約については、共栄火災と直接契約されたものとなります。

■ご契約者、記名被保険者（保険証券記載の被保険者（保険の補償を受けられる方））または車両保険の補償を受けられる方には、ご契約の締結に際し、共栄火災が重要な事項として告知を求めた事項（以下「告知事項」といいます。）にご回答いただく義務（告知義務）があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合、すでに発生している事故について保険金をお支払いできないことがあります。
（注）本保険では、保険契約申込書等に★印が付された項目が告知事項となります。

■ご契約者または被保険者（保険の補償を受けられる方）には、ご契約後に、告知事項のうちの一部の事項に変更が生じた場合に、遅滞なくご通知いただく義務（通知義務）があります。ご通知がない場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合、すでに発生している事故について保険金をお支払いできないことがあります。
（注）本保険では、保険契約申込書等に☆印が付された項目がご通知いただく事項（「通知事項」といいます。）となります。

■保険期間が1年を超えるご契約の場合は、契約お申込みの撤回または解除を申し出ることができるクーリングオフ制度がございます。

■万一事故が発生したときは、すみやかに取扱代理店または共栄火災までご連絡ください。

ご契約にあたっては必ず「重要事項説明書」をご確認ください。

保険に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は

商品・サービスに関するお問い合わせ・ご相談・苦情は、カスタマーセンターまでご連絡ください。

カスタマーセンター **0120-719-112** 通話料無料
受付時間:
平日 午前9:00～午後6:00

お申出の内容に応じて、取扱代理店または共栄火災営業店・損害サービス課・損害サービスセンターへお取次ぎする場合がございます。

ネットで約款!（Web約款）　地球環境を守るため、あなたもエコしませんか?

ネットで約款!（Web約款）は、パソコンを利用して、共栄火災ホームページから閲覧またはダウンロードしていただける約款です。お申し込み時に「Web約款を希望する」とお選びいただくことで紙資源の節約につながりますので、地球環境保護のためにお客さまのご協力をお願いいたします。

共栄火災ホームページ **https://yakkan.kyoeikasai.co.jp/**

お客さまとともに、たいせつな命を守りたい

Kyoei Safe Water For Children プロジェクト

since 2015

詳細は共栄火災ホームページをご覧ください。

共栄火災海上保険株式会社
本社／〒105-8604 東京都港区新橋1-18-6
ホームページ　https://www.kyoeikasai.co.jp/

お問い合わせ先

PB331100（25.01改）M
24-1527-20251010